令和８年度山梨県物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

（目的）

第１条 近年の物価高騰の長期化は、県民生活に広範な影響を及ぼしており、とりわけ生活困窮世帯においては、食料品をはじめとする生活必需品や光熱費等の負担が増大し、家計を大きく圧迫している。

特に、生活困窮世帯は既に必要最小限の支出のもとで生活していることから、食料品価格の上昇や冬期における暖房費の増加の影響を受けやすい状況にある。

また、県が実施した生活保護受給世帯実態調査においても、生活状態が以前より苦しい状況に陥っている世帯の増加が確認されており、その後も食料品やエネルギー価格の高止まりが続く中、生活に不可欠な食料品及び冬期の暖房に係る負担を軽減するための直接的な支援が必要な状況となっている。

本要綱は、生活困窮世帯に対し、食料品価格の上昇及び冬期の暖房費負担の増加に対する支援として物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、物価高騰の影響を緩和し、県民の安定した生活の確保に資するため、山梨県物価高騰対策支援金給付事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　本事業の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）令和８年１月１日時点において山梨県内に住所を有する世帯であること。ただし、同日以降に転入した世帯であっても、令和８年度住民税非課税であることが確認できる場合は対象とする。

（２）世帯に属する全ての者が令和８年度住民税非課税者であること。

（３）令和８年１０月１日において山梨県内に居住していること。

２　前項の規定にかかわらず、特別な事情により知事が支援金の給付を必要と認める者は、本事業の対象者とすることができる。

３　この要綱において「世帯」とは、住民基本台帳法に基づき同一世帯として記録されている者の集まりをいう。

（事業内容）

第３条　本事業は、第２条に規定する対象者からの申請に基づき、１世帯につき１回に限り、１０，０００円の支援金を給付する。

２　同一の世帯について、既に支援金の給付又は給付決定を受けている場合は、支援金を給付しない。

（実施主体）

第４条　本事業の実施主体は県とする。ただし、県は業務の全部又は一部を県が適正と認めた者に委託することができるものとする。

（申請等）

第５条　支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な書類を添えて、別に定める期間内に県に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、県が保有する情報により対象者であること及び振込先口座が確認できる場合は、別に定める方法により、申請手続の一部を省略することができる。

３　第１項の申請に関する費用は、原則として申請者の負担とする。

（支援金の給付）

第６条　県は、前条の規定により提出された申請書その他必要な書類の内容を審査し、適正と認めた場合は、支援金の給付を決定し、申請者に対して、申請者の指定する口座への振り込みにより、支援金を給付するものとする。ただし、口座への振り込みにより難い場合は、別に定める方法により給付することができる。

（不正利得の返還）

第７条　県は、偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けた者に対して、支援金の返還を命じることができるものとする。

２　前項の返還に要する費用は、原則として申請者の負担とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第８条　県は、本事業に関して取得した個人情報は、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の目的の範囲内でのみ利用するものとする。

２　県は、本事業の対象者の確認、申請手続の簡素化その他本事業の適正かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、県が実施する他の支援事業において取得した情報を利用することができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月２３日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。